

よこはましりつよこはまよしだちゅうがっこう きやく
横浜市立横浜吉田中学校PTA規約

だいいちしやう めい しやう
第一章 名 称

だいじやう ほんかい よこはましりつよこはまよしだちゅうがっこう しやう じむきやく どうこうない お
第1条 本会は「横浜市立横浜吉田中学校PTA」と称し、事務局を同校内に置く。

だいにしやう もく てき
第二章 目 的

だいじやう ほんかい ほごしや きやうしやくいん きやうりやく つぎ しやこう もくてき
第2条 本会は保護者と教職員との協力により次の諸項を目的とする。

1. 家庭、学校、社会における生徒の心身の健全な発育を支援する。
2. 生徒の健全な育成のため、会員相互の向上に努め親睦を図る。
3. 学校教育に対する理解を深め、支援と協力に努める。

だいさんしやう ほう しん
第三章 方 針

だいじやう ほんかい きやうりやく ほんし みんしゆてきだんたい つぎ しやこう ほうしん かつどう
第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であり、次の諸項を方針として活動する。

1. 生徒福祉のための団体及び機関と協力する。
2. 非営利的、非宗教的、非政党的であって本会の本来の事業以外の活動を目的とする他の団体及びそれらの団体の事業に関係をもたない。
3. 原則として、学校の運営や教職員の人事には干渉しない。

だいにしやう かい いん
第四章 会 員

だいじやう ほんかい かいいん がっこう ざいせき せいと ほごしやまた か もの およ きやうしやくいん ほんかい し
第4条 本会の会員は、この学校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者、及び教職員が本会の資格を有する。

だいにしやう かい けい
第五章 会 計

だいじやう ほんかい けいひ かいひ き ふ きんおよ た しゆうゆう かいひ いっせたい ねんかいひ
第5条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあて、会費は一世帯につき年会費
4,800円とする。

だいじやう ほんかい かいけいねんど がつ にち はじ よくとし がつ にち お
第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

だいろくしやう やく いん
第六章 役 員

だいじやう ほんかい やくいん つぎ とお
第7条 本会の役員は、次の通りとする。

1. 会長1名
2. 副会長2名以上
3. 書記2名以上(うち1名教職員)
4. 会計2名以上(うち1名教職員)

だい じょう
第8条

やくいん せんしゆつ つぎ とお おこな
役員を選出は、次の通り行う。

1. 役員選考委員会が、次期役員候補者を選出し、役員候補者の同意を得て、年度末に会員に広報し、会員の半数以上の信任をもって承認される。なお、承認方法は役員候補者全員の一括承認とする。
2. 役員選考委員の選出は第八章による。
3. 教職員から選出する書記及び会計は、年度初めに校長が別途委嘱する。

だい じょう
第9条

やくいん にんむ にんき つぎ とお
役員の任務と任期は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、役員会、実行委員会及びその他の集会を招集し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記は総会、役員会、実行委員会及びその他の重要な集会の議事を記録し、庶務事項を処理する。
4. 会計は総会にて承認された予算に基づき、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、会計監査の監査を経た後、定期総会において決算を報告する。
5. 役員会は会長、副会長、書記、会計で構成し、実行委員会等の議題整理及びその他の検討事項の原案作成にあたる。
6. 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1カ年とするが、同一職連続 3年を限度として再任を妨げない。但し教職員より選出の役員については任期の制限を設けない。
7. 年度途中で役員に欠員が生じ補充が必要な場合は、会長または副会長の要請により、役員選考委員会が選出し、実行委員会で開催者の 3分の 2以上の信任をもって承認後、会員に広報する。但し任期は前任者の残務期間とする。

だいなしやう かいけいかんさ
第七章 会計監査

だい じょう
第10条

かいけいかんさ ていいん めい せんしゆつほうほうおよ にんむ つぎ とお
会計監査の定員は2名とし、その選出方法及び任務は、次の通りとする。

1. 役員選考委員会の推薦により選出し、承認方法は役員と同様とする。
2. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
3. 年度途中で会計監査に欠員が生じた場合は、会長の要請により役員選考委員会が選出し、実行委員会で開催者の 3分の 2以上の信任をもって承認後、会員に広報する。但し任期は前任者の残務期間とする。

だい じょう
第11条

かいけいかんさ やくいんおよ じっごういん けんむ みと
会計監査は、役員及び実行委員との兼務を認めない。

だい じょう
第12条

かいけいかんさ にんき やくいん どうよう
会計監査の任期は役員と同様とする。

だいはちしやう やくいんせんこう いんかい
第八章 役員選考委員会

だい じょう
第13条

やくいんせんこういん せんしゆつほうほうおよ にんむ つぎ とお
役員選考委員の選出方法及び任務は次の通りとする。

1. 各委員会から2名、役員から1名以上、教職員から2名を選出し、正副委員長を置く。
2. 役員選考委員会は、次期役員及び会計監査(以下「役員等」という。)候補者を選出し、役員等候補者の同意を得て、年度末に会員に広報し承認を得る。
3. 役員選考委員会の任務は、役員候補者が承認されるまでとする。但し年度途中で役員等に欠員が生じ補充が必要な場合は、会長または副会長の要請によりその選考の任にあたる。

第九章 総 会

- 第14条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第15条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年5月末日までに招集する。臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合、会長が招集する。尚、総会の形式として対面総会あるいは書面総会とする。
- 第16条 定期総会は、次の事項を審議する。
1. 前年度の決算の承認と事業報告。
 2. 役員及び会計監査の承認報告。
 3. 年間事業計画及び予算の承認。
 4. その他、必要な審議事項。
- 第17条 総会は、会員の過半数をもって成立し、委任状を認める。決議は出席者及び議決権行使書の半数以上の同意を必要とする。

第十章 実行委員会

- 第18条 実行委員会は、本会の役員及び2つの常置委員会の正副委員長及び、校長、副校長、教務主任によって構成される。但し必要がある時は、各委員会担当教職員も出席することができる。
- 第19条 実行委員会の任務は次の通りとする。
1. 本会の目的に応じた各種の事業計画を立てて必要な事項の審議をなし、会の運営にあたる。
 2. 必要がある場合に特別委員会を設ける。
 3. 総会に提出する事業報告書及び事業計画案を作成する。
 4. 補正予算の審議。
 5. その他の必要事項。
- 第20条 実行委員会は、年4回程度の開催を原則とし、委員の半数以上の出席をもって成立する。

第十一章 委員会

- 第21条 委員会には学校交流、広報の2つの常置委員会と予算委員会を置く。また、必要に応じて特別委員会及びボランティアを置くことができる(第19条2項)。
- 第22条 各常置委員会に委員長1名、副委員長1名以上及び各委員を置き、運営にあたる。

だい じょう
第23条 いいん せんしゅつ つぎ とお おこな
委員の選出は次の通り行う。

1. 各常置委員会の委員数は、各学年若干名を選出して構成する。

だい じょう
第24条 じょうちいいんかい せいふくいんちよう ごせん いいん かいちよう いしよく
常置委員会の正副委員長は互選とし、委員とともに会長が委嘱する。

だい じょう
第25条 いいんかいおよ じんむ つぎ とお
委員会及びボランティアの任務は、次の通りである。

1. 学校交流委員会は、必要に応じ学年、学級の会合を開き、その連絡調整にあたり、教育効果を高めるための活動をすると共に各地区会員相互の親睦と連帯を深める要となつて、学校と密接な連絡のもとに、校外における生徒の生活指導を行い、会員及び生徒の保健安全や健康増進に寄与すると共に会員の教養を高め、会員相互の親睦を深めるための企画、運営にあたる。
2. 広報委員会は、本会の活動を会員に広報し、会員相互の親睦と連絡を密接にするとともに、地域にも広め本校への理解を図る。
3. 予算委員会は、役員と2つの常置委員会の委員長で構成し、予算委員長は会長が務め、予算を編成する。また、会計監査が中間監査の結果、予算補正の必要を指摘した場合は、補正予算について検討しなければならない。但し、補正予算の審議決定は実行委員会で行い、会員に広報する。
4. 特別委員会は、卒業対策係とボランティア係で構成し、卒業対策係は卒業昼食会の企画・運営、卒業生への記念品手配を行う。ボランティア係は学校からの要請に応じ、速やかに対応するために設ける。実行委員会での承認は必要としない。ボランティアの募集は、必要に応じ、都度行う。
5. 各常置委員会の事業計画は、実行委員会の承認を得なければならない。
6. 各委員会には、学校長委嘱による担当教職員が参加する。

だいじゅうにしよう かい せい 第十二章 改 正

だい じょう
第26条 ほんかい きやく じっこういいんかい しんぎ へ そうかい しゅつせきしゃ かはんすう さんせい かいせい
本会の規約は、実行委員会の審議を経て、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

だいじゅうさんしよう ふ そく 第十三章 付 則

だい じょう
第27条 きやく しこう ひつよう さいそく べつ さだ
この規約の施行に必要な細則は別に定める。

へいせい ねん がつ にち じっし
平成25年4月1日 実施

へいせい ねん がつ にち かいせい
平成28年5月12日 改正

れいわ ねん がつ にち かいせい
令和2年1月22日 改正

れいわ ねん がつ にち かいせい
令和3年1月13日 改正